

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表中

	一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円	を
--	-------	--------	--------	---------	--------	---

	一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円	に、
	高齢者	2,700円	2,700円	5,400円	800円	

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、同項第2号の表中

	一般・学生	80円	80円	80円	800円	を
--	-------	-----	-----	-----	------	---

	一般・学生	80円	80円	80円	800円	に、
	高齢者	40円	40円	40円	400円	

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に、

	一般・学生	1人1回につき60円	を
--	-------	------------	---

	一般・学生	1人1回につき60円	に改
	高齢者	1人1回につき30円	

め、同項第3号の表中

		2分の1点灯	1時間につき1,290円	を
--	--	--------	--------------	---

		2分の1点灯	1時間につき1,290円	に改
	高齢者	全点灯	1時間につき1,290円	
		2分の1点灯	1時間につき640円	

め、別表第2第2項の表を次のように改める。

専用利用の利用料金

区分		基準額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の 催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

別表第2第3項第1号の表中

	一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円	を
--	-------	--------	--------	--------	------	---

	一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円	に、
	高齢者	720円	720円	1,440円	190円	

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、同項第2号の表に次のように

加える。

高齢者	1時間につき170円	190円
-----	------------	------

別表第2第4項第1号の表を次のように改める。

区分			基準額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	児童・生徒	1時間につき460円
		一般・学生	1時間につき920円
		高齢者	1時間につき460円
	50メートルプール	児童・生徒	1時間につき980円
		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
	飛び込みプール	児童・生徒	1時間につき980円
		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	
	飛び込みプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	

別表第2第4項第2号の表中

一般・学生	1人2時間につき200円	回数券(11枚)2,000円	を
-------	--------------	----------------	---

一般・学生	1人2時間につき200円	回数券(11枚)2,000円	に、
-------	--------------	----------------	----

高齢者	1人2時間につき100円	回数券(11枚) 1,000円
-----	--------------	-----------------

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、別表第2第5項第1号アの表中

一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円
-------	---------	---------	---------	--------

を

一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円
高齢者	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円

に、

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、同号イの表中

クライミン グウォール	810円	810円	1,620円	260円
----------------	------	------	--------	------

を

	クライミン グウォール	810円	810円	1,620円	260円
高齢者	錬成道場 (各階ごと)	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円
	トレーニング グループ	3,510円	3,510円	7,030円	960円
	相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円
	クライミン グウォール	600円	600円	1,220円	200円

に改

め、同項第2号の表に次のように加える。

高齢者	2時間につき90円	回数券(11枚) 900円
-----	-----------	---------------

別表第2第6項第1号の表中

	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円	を
--	-------	--------	--------	--------	--------	---

	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円	に、
	高齢者	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円	

「又は一般・学生」を「一般・学生又は高齢者」に改め、同項第2号の表に次のように加える。

高齢者	110円	110円	170円
-----	------	------	------

別表第2第7項第1号の表を次のように改める。

区分		基準額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

別表第2第8項第1号の表中

	一般・学生	4時間につき17,170円	を
--	-------	---------------	---

	一般・学生	4時間につき17,170円	に、
--	-------	---------------	----

高齡者	4時間につき8,580円
-----	--------------

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齡者」に改め、同項第2号の表に次のように加える。

高齡者	2時間につき220円	回数券（11枚）2,250円	定期券（1年）11,250円
-----	------------	----------------	----------------

別表第2の備考3中「準ずる者をいい」の次に「、「高齡者」とは、65歳以上の者をいい」を加え、「それ」を「それら」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 理 由

高齡者が利用しやすい体育施設の環境を整え、健康増進を図るため、奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場及びライフル射撃場の利用料金の基準額に、高齡者の利用料金の区分を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。